

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>																																	
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>29</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>29の2</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>		(略)		29	(略)	<u>29の2</u>	(略)	(略)		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>29</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>29の2</u></td><td><table border="1"><tbody><tr><td>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）</td><td><table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td><u>29の2</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>		(略)		29	(略)	<u>29の2</u>	<table border="1"><tbody><tr><td>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）</td><td><table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table>	(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務	(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務	<u>29の2</u>	(略)	(略)		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>29</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>29の3</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>		(略)		29	(略)	<u>29の3</u>	(略)	(略)	
(略)																																			
29	(略)																																		
<u>29の2</u>	(略)																																		
(略)																																			
(略)																																			
29	(略)																																		
<u>29の2</u>	<table border="1"><tbody><tr><td>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）</td><td><table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table>	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table>	(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務	(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務																														
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務</td></tr><tr><td>(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務</td></tr></tbody></table>	(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務	(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務																																
(1) 第3条第2項の規定による許可に関する事務																																			
(2) 第3条第5項の規定による許可に関する事務																																			
<u>29の2</u>	(略)																																		
(略)																																			
(略)																																			
29	(略)																																		
<u>29の3</u>	(略)																																		
(略)																																			
2	(略)	2	(略)																																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。